

蘇我地区廃棄物埋立処分場護岸点検調査業務委託

特記仕様書

第1章 業務概要

1 目的

本業務委託（以後「業務」という。）は、蘇我地区廃棄物埋立処分場外周の護岸について地上・海上における目視点検及び防食電位測定を実施し、対象護岸の日常点検で把握し難い構造物あるいは部材の細部を含めて、変状の有無や程度を把握する。

尚、当護岸については平成29年度臨時護岸点検において見直し・変更した「護岸維持管理計画」に基づき、定期点検（一般）を業務により実施するものである。

2 委託名

蘇我地区廃棄物埋立処分場護岸点検調査業務委託

3 履行場所

千葉市中央区蘇我町2-1380地先

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

第2章 総 則

1 業務の履行

業務は、本仕様書及び「土木設計業務共通仕様書（千葉市）」「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局発行）」に従い施行しなければならない。

2 技術基準等

業務の実施にあつては、下記に示すマニュアル及び手引きのほか、法令、技術基準、指針等に基づき実施するものとする。尚、各々改定最新版に基づくこと。

- (1) 港湾の施設の点検診断ガイドライン（国土交通省港湾局）
- (2) 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン（国土交通省港湾局）
- (3) 港湾の施設の維持管理技術マニュアル（（財）沿岸技術研究センター）
- (4) 港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き（（財）港湾空港総合技術センター）
- (5) 港湾施設の技術上の基準・同解説（（社）日本港湾協会）
- (6) 港湾鋼構造物防食・補修マニュアル（（財）沿岸技術研究センター）

3 主任技術者及び技術者

- (1) 受注者は、業務に先立ち主任技術者を選任し届け出なければならない。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にあたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 主任技術者は、業務の遅滞を生じないように技術者を配置しなければならない。

4 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 現場代理人及び主任技術者選任届
- (2) 誓約書
- (3) 着手届
- (4) 工程表
- (5) 作業計画書
- (6) 完了届
- (7) その他監督員の指示するもの

5 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

6 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

7 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

8 秘密の保持

受注者は、業務の履行上知り得た内容及び情報等を他に漏らしてはならない。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない場合は、発注者と協議し指示に従うものとする。

10 災害の防止

- (1) 業務の実施にあたっては、関係機関と綿密な連絡を保つとともに、危険防止対策を十分に行い、調査員への安全指導を徹底し、災害の発生がないよう努めること。
- (2) 万一事故が発生した場合は、受注者の責任において解決しなければならない。また、これに要する費用は受注者の負担とする。

11 現場管理

- (1) 既存設備及び物件等の損傷・汚染防止に努めること。
- (2) 損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。

12 成果品（データ等）の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に発注者による成果品の検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を支持された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う義務の瑕疵が発見された場合は、

受注者は直ちに業務の修正を行わなければならない。

13 その他

- (1) 現場に立入る際は、あらかじめ発注担当者の了解を得ること。
- (2) 成果品の管理及び帰属は全て発注者とし、受注者が公表することは一切認めない。

第3章 委託仕様

1 調査概要

(1) 調査範囲

護岸延長 約 1,320m

(2) 調査内容

ア 計画準備・現地踏査

既存資料を収集整理すると共に現地調査を行い、対象施設の状況確認及び作業条件を把握する。

イ 関係機関協議

業務では海上作業を要することから、海上保安部及び施設周辺部の関係機関へ協議・申請を行う。

ウ 機材運搬

業務に必要な機器を準備し、現地に搬入、搬出する。

エ 現況調査

当該護岸の現況を把握すべく、下記調査を実施する。

(ア) 陸上目視調査

対象施設の老朽度を把握するため、近接目視及び劣化状況の計測を行うものとする。

計測については、コンベックス、巻尺及びクラックスケール等を用いて変状諸元の測定等を行うものとする。

調査時には重点項目チェックシートを作成する他、施設の現況状態を把握するため、収集した資料に基づき変状位置図、変状写真の一覧を作成するものとし、以下の項目に留意するものとする。

- ① 想定した使用状況が守られているか。
- ② 鋼材部の凹み。
- ③ 上部工の表面の荒れ、ひび割れ及び断面欠損。(ひび割れからの錆汁)
- ④ 法線のずれや上部工等の目地の段差・隙間等。
- ⑤ 水叩き工表面の荒れ、ひび割れ及び断面欠損
- ⑥ 付属工の状態
- ⑦ 上部工を含め衝突等過大な衝撃を受けた形跡痕の有無及び報告

(イ) 海上目視調査

調査の安全が確保できる範囲での近接目視を第一とする。

(ウ) 電位測定

電位測定装置を用いて防食状態を把握する。

オ 施設の現状把握

前項までの結果等を踏まえ詳細調査及び対策工の必要性の有無の判定を行う。

カ 報告書作成

前項までの項目の取りまとめを報告書として作成する。

2 協議

打合せ協議後は、速やかに打合せ議事録を作成し、発注者職員の承認を受けなければならない。

3 貸与資料

本業務を実施するにあたり、必要な資料及びデータで発注者が所有しているものについては、別途打合せのうえ貸与する。

4 提出物

- (1) 報告書【まとめ・試験成績書・現場写真・現場野帳等】：2部
- (2) 電子記録媒体：2枚